

## 木村区長の公職選挙法抵触問題に対する見解

我が会派は、令和5年9月21開会の江東区議会第3回定例会において、本会議代表質問並びに令和4年度決算審査特別委員会総括質疑を通じて木村区長の公職選挙法（以下、公選法）抵触問題について、事案の詳細説明や違法性の認識、選挙の公平性・公正性に対する見解など、木村区長や区選挙管理委員会に対し説明を求める質疑を行った。

これは、木村区長が公選法で禁じられている選挙運動のための有料インターネット広告を、本年4月23日執行の江東区長選挙期間中（以下、選挙期間中）に掲載していた疑いがある、との新聞報道があつて以降、「木村区長自らが区民や議会へ説明すべき」とする会派声明を度々発出してきたが、議会開会前の時点においても、公職にある木村区長から区民や議会へ説明がなされていないことを鑑み、その必要性に重きを置いたからである。

質疑を通じて木村区長は、選挙期間中に有料インターネット広告を掲載し、その再生回数は37万9,473回であり、その費用に14万3,742円を支出していたこと、選挙運動に要した費用の記載が義務付けられている選挙運動費用収支報告書へは出納責任者の判断により当該費用を記載していないこと、当該費用は木村区長を支援する政治団体の経費で処理する方針であること、更に公職選挙法第百四十二条の六「選挙期間中に選挙運動としてインターネット等を利用する方法による候補者の氏名等を表示した有料広告の禁止」の規定に抵触する可能性を否定しがたい事案であることを認めた上で、当該選挙の公平性・公正性に疑念を持たれる状況ではない、更なる法令遵守に努める、との認識を示した。

一連の質疑により、本事案は個人の選挙運動においても、政治団体の活動においても公選法違反となる事態であることが判明しただけでなく、何より選挙の公平性・公正性に対する木村区長の認識の欠如など、公職の区長としての資質についても、大きな疑念を持たざるを得ない。

我が会派は、質疑を通じて明らかとなった木村区長による「選挙運動のための有料インターネット広告の掲載」や「選挙運動費用収支報告書への不記載」という公選法に抵触する2つの事案について、司直による全容説明と今後の各級選挙における再発防止対策を徹底する必要があると考える。

令和5年10月24日

江東区議会自民・参政・無所属クラブ